

事務連絡
令和4年2月10日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課

輸出食鳥肉、食鳥肉製品、殻付き卵及び卵製品の取扱いについて（その17）

標記については、令和3年11月10日付け事務連絡により、衛生証明書の発行を見合わせるようお願いしているところです。

今般、台湾国内での鳥卵の不足を背景に、台湾当局から鳥インフルエンザ非発生都道府県からの殻付き家きん卵について、期限を定めて輸入再開を認めるとの通知があり、これを受けて、秋田県、兵庫県、熊本県、埼玉県、広島県、青森県、鹿児島県、千葉県及び愛媛県以外で生産及び処理された殻付き家きん卵の輸出検疫証明書の交付を再開する旨、農林水産省から連絡がありました。

つきましては、香港、シンガポール、ベトナム、マカオ、台湾及びEU等向け輸出食鳥肉、食鳥肉製品、殻付き卵及び卵製品における衛生証明書の発行については、別紙のと通りの対応をお願いします。

なお、衛生証明書が発行された場合であっても、動物検疫所において輸出される食鳥肉、食鳥肉製品、殻付き卵及び卵製品が別紙のとおり生産又は処理されたことを確認できない場合は、輸出検疫証明書が発行されませんので、関係者へ周知をお願いします。

(別紙)

1 国別の対応

(1) 香港、シンガポール、ベトナム及びマカオ

2に掲げる高病原性鳥インフルエンザ（以下「HPAI」という。）発生都道府県で生産又は処理されたものについては、衛生証明書の発行を停止すること。ただし、シンガポール向け輸出家きん肉製品及び家きん卵製品のうち、OIE の加熱基準に基づいた十分な加熱処理が行われている製品については、これまでどおり輸出検疫証明書が交付されるため、引き続き衛生証明書を発行して差し支えない。

(2) 台湾

2に掲げる HPAI 発生都道府県で生産又は処理された殻付き家きん卵については、衛生証明書の発行を停止すること。ただし、2に掲げる HPAI 発生都道府県以外で生産及び処理された殻付き卵については、次の貨物に対し、衛生証明書を発行して差し支えない。

① 令和4年3月31日までに台湾に到着するもの。

② 令和4年4月1日以降到着見込みであっても、輸入者が個別に台湾政府の受入を確認したもの。

なお、卵製品については、引き続き、全国において衛生証明書の発行を停止すること。

(3) EU 等

全国において衛生証明書の発行を停止すること。

2 HPAI 発生都道府県

次に掲げる都道府県を HPAI 発生都道府県とする。なお、輸出先国及び発行可能期間の記載がある都道府県については、記載された期間に生産及び処理されたものに限り衛生証明書を発行して差し支えない。

都道府県名	輸出先国及び発行可能期間
秋田県	香港向け：令和3年10月18日以前又は 令和4年1月28日以降 シンガポール向け：令和4年1月25日以降 ベトナム向け：令和3年12月19日以降 マカオ向け：令和3年12月19日以降
鹿児島県	

都道府県名	輸出先国及び発行可能期間
兵庫県	香港向け：令和3年10月25日以前又は 令和4年1月28日以降 シンガポール向け：令和4年1月25日以降 ベトナム向け：令和3年12月21日以降 マカオ向け：令和3年12月21日以降
熊本県	香港向け：令和3年11月10日以前又は 令和4年1月28日以降 シンガポール向け：令和4年1月25日以降 ベトナム向け：令和4年1月3日以降 マカオ向け：令和4年1月3日以降
千葉県	
埼玉県	香港向け：令和3年11月14日以前又は 令和4年1月28日以降 シンガポール向け：令和4年1月25日以降 ベトナム向け：令和4年1月9日以降 マカオ向け：令和4年1月9日以降
広島県	香港向け：令和3年11月14日以前又は 令和4年1月28日以降 シンガポール向け：令和4年1月25日以降 ベトナム向け：令和4年1月10日以降 マカオ向け：令和4年1月10日以降
青森県	香港向け：令和3年11月19日以前又は 令和4年1月28日以降 シンガポール向け：令和4年1月25日以降 ベトナム向け：令和4年1月12日以降 マカオ向け：令和4年1月12日以降
愛媛県	